

### III. 調査結果の総括



### III 調査結果の総括

#### 1 人権問題への関心と法律・制度の認知度

市民の人権問題に対する意識のうち、人権が尊重されている社会と思うかどうか（問2）について、『肯定派』（55.9%）が『否定派』（20.9%）を大きく上回り、長期的にも徐々に『肯定派』が増えている。一方で、人権が尊重されていないと思うもの（問3）は、「インターネットによる人権侵害」（59.8%）が多くあげられており、SNSをはじめとして、市民にとって身近な問題として認識されているものと考えられる。このほか、「働く人の人権」（51.3%）、「女性の人権」（41.5%）、「障がい者の人権」（40.2%）など、社会のあらゆる場面で問題が存在すると考えられている。

人権問題への関心（問4）は、『関心派』（65.6%）が『無関心派』（24.7%）を大きく上回るもの、過去の調査から『関心派』が減少してきている。人権問題への関心は、性・年代による差が顕著で、女性の30代以下では『関心派』が7割台に対し、男性の40代以下は6割未満である。また、男性の18～29歳では『関心派』が48.9%に対して、『無関心派』は44.2%で、同年代の女性（『関心派』70.8%、『無関心派』25.0%）との意識の差が大きい。

なお、男性18～29歳は、人権問題への関心は低いものの、差別や人権侵害を容認しているわけではないことに留意する必要がある（例えば、身元調査（問9）の「絶対にやめるべき」は16.3%（全体9.5%）、同和問題への対応（問14イ）「家族の考え方に関わらず結婚すればよいと思う」は41.9%（全体19.0%）など）。

また、関心を寄せる人権問題（問5）は、「インターネットによる人権侵害問題」（52.9%）、「働く人に関する問題」（51.3%）、「女性に関する問題」（46.4%）など、人権が尊重されていないと思うもの（問3）と同様の問題が上位となっている。

障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の人権に関する3つの法律の認知度（問10）は、いずれも認知者が5割前後となっている。ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法は、認知者は過半数であるものの、いずれも名前のみの認知が中心で、内容まで知る人は2割前後と少ない。

また、人権に関する3つの法律に加え、福岡市が実施しているパートナーシップ宣誓制度の認知状況（問26）を含めた4制度の認知度をスコア化した結果（P37）では、平均点は男性の方が高い。なお、18～29歳では、男女の認知度の差が大きく、ここでも男性18～29歳のスコアが低い状況である。

図表A、Bは、人権に関する3つの法律（問10）とパートナーシップ宣誓制度（問26）の認知スコア（P37）と、人権問題への関心（問4）の『関心派』及び関心項目数（問5）との関係を、それぞれ性・年代別にみたものである。

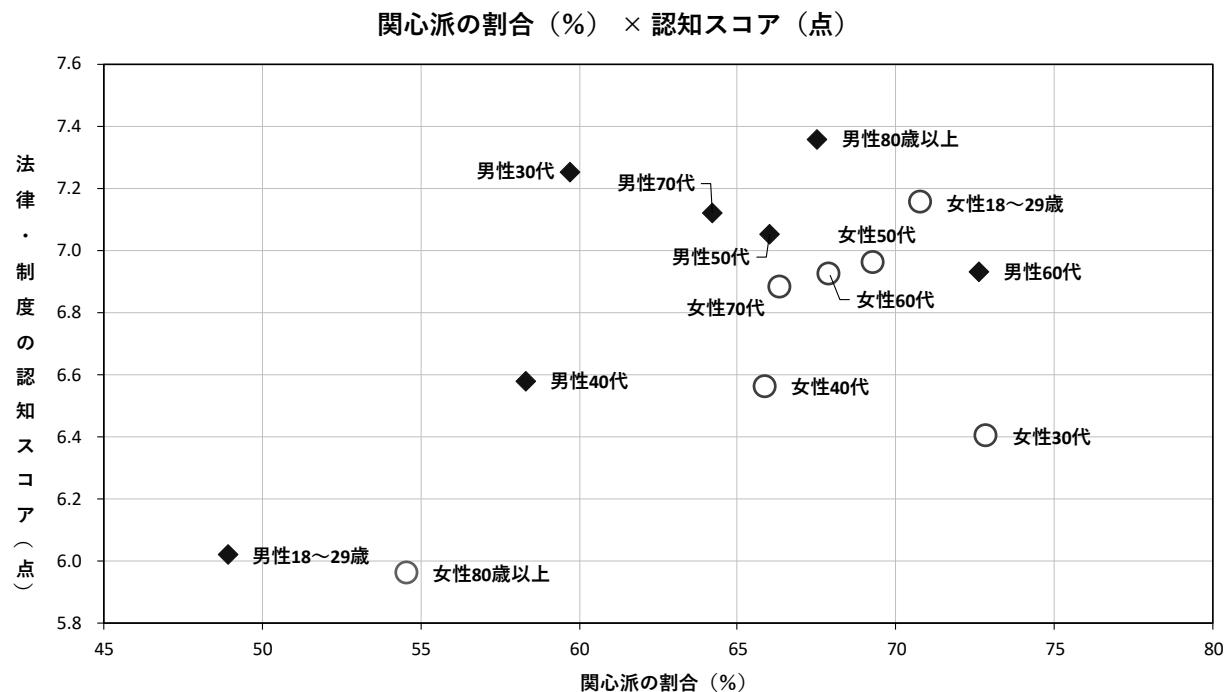
認知スコアと『関心派』の割合では、年齢では一定の傾向は見られないものの、女性は人権問題への関心が高く、男性は法や制度の認知状況が高い傾向がみられる。なお、女性18～29歳は認知スコア、『関心派』とも高いのに対し、男性18～29歳はどちらも低く、同じ年代で対照的な結果となっている。

認知スコアと関心項目数においても、年齢では一定の傾向は見られないものの、女性は人権問題への関心項目数が多く、男性は法や制度の認知状況が高い傾向がみられる。なお、女性18～29歳と男性30代・70代以上は認知スコア、関心項目数ともに高く、女性30代、男性40代は、認知スコアは高くなないものの、関心項目数が多い傾向がみられる。

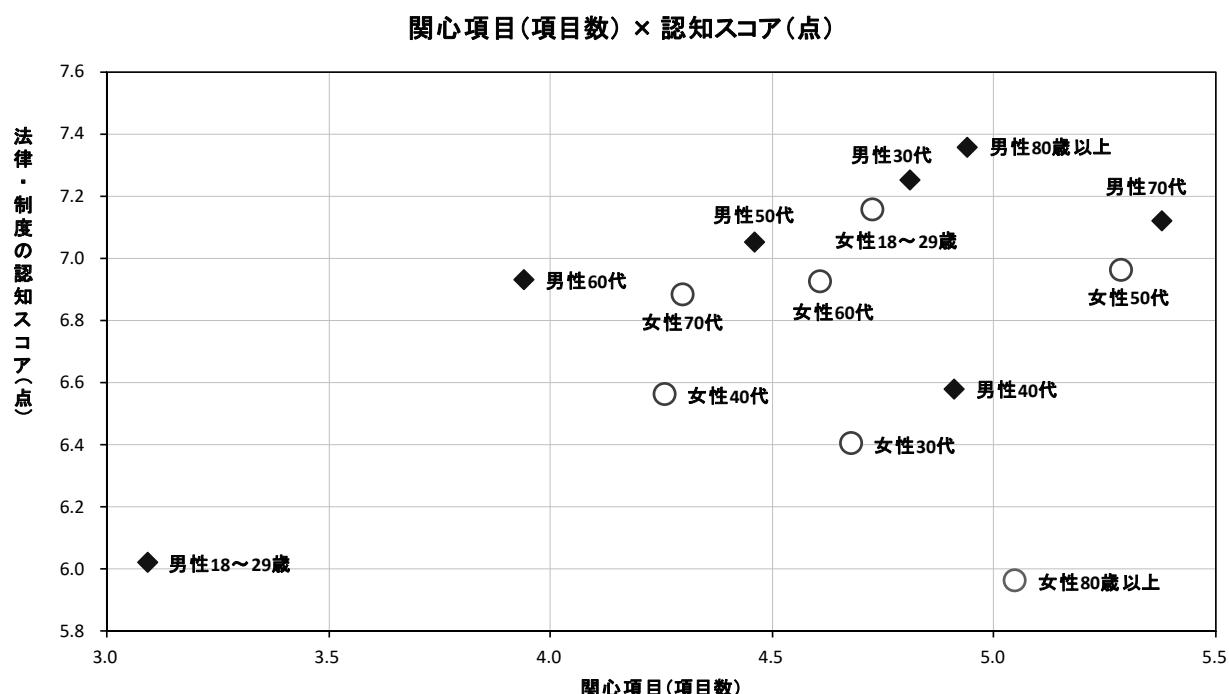
人権問題への関心（問4）及び関心項目数（問5）は、全体的に男性より女性の方が高い傾向にあり、様々な人権問題について、注視している状況がうかがえる。一方、認知スコア（P37）は、全体的に男性の方が高い傾向にあるが、人権問題への関心度は低い傾向がみられる。

人権が尊重された社会の実現に向け、多くの人が社会を構成する一員として、人権問題に関心を持ち、知識や理解を深めていくことができるよう、取組みを進めていくことが求められる。

図表A 法律・制度の認知スコアと関心度（性・年代別）



図表B 法律・制度の認知スコアと認知項目数（性・年代別）



## 2 効果的な啓発手法について

福岡市では、様々な人権教育・啓発を行っているが、市民の人権問題に関する情報の入手経路（問34）は、「テレビ」（48.4%）、「インターネット上のニュースサイトや記事」（44.6%）が多く、60代以上を中心、「市政だより」（36.5%）や「新聞」（30.2%）など、紙媒体中心の入手経路も多い。福岡市が行う啓発活動の認知状況（問36）も、「市政だよりの人権啓発記事」（41.7%）、「人権啓発テレビCM」（30.1%）が多く、テレビと市政だよりが、市民が人権問題の啓発活動に接する主要な経路となっている。特に、60代以上に対しては、市政だよりが啓発に大きな役割を担っている。

一方で、若年層では、人権問題に関する情報の入手経路（問34）は、「インターネット上のニュースサイトや記事」（18～29歳・61.3%、30代・63.8%）、「SNS」（18～29歳・48.7%、30代・29.4%）が多く、「市政だより」や「新聞」などの紙媒体で情報を得る機会が少ない状況がうかがえる。なお、男性18～29歳では、「特になし」（23.3%）が多くなっている。

福岡市が実施する人権啓発への取組みについて、「福岡市人権啓発センター（ココロンセンター）」を『知っている』の割合は8.4%（問35）、講演会や講座への参加経験は8.5%（問37）と低くなっている。また、啓発活動の認知状況（問36）については、「市政だよりの人権啓発記事」（41.7%）、「人権啓発テレビCM」（30.1%）などは、一定程度認知されているものの、一方で、「見たり、聞いたりしたものはない」も24.9%と高くなっている。特に18歳～29歳では、「見たり、聞いたりしたものはない」が、女性44.4%、男性65.1%と、全体と比べても高い割合となっている。

啓発活動の認知状況が低い層に対しては、まずは、日常的に接触機会の多いテレビやインターネットを通して、人権問題に触れる機会を充実させることが求められる。また、様々な情報の中から、人権問題に関する情報にも目を留めてもらうため、わかりやすく、親しみやすい内容で、情報発信を行うことが必要となる。

図表Cは、市民の人権問題に関する情報の入手経路（問34・以下『入手経路』）と「見たり聞いたりしたことのある啓発活動」（問36・以下『啓発活動』）の相関関係をみたものである。『啓発活動』と『入手経路』で相関係数が高いものは、それぞれの活動内容と入手経路の関連性が強く、それぞれの啓発活動を継続することにより、情報が伝わっていくことが示されている。

相関係数が0.300以上の高い相関性（◎）を示しているのは、『啓発活動』の「市政だよりの人権啓発記事」と『入手経路』の「市政だより」、『啓発活動』の「ラジオ番組「こころのオルゴール」と『入手経路』の「ラジオ」となっている。相関係数が0.200以上（○）を示すものは、『啓発活動』の「市政だよりの人権啓発記事」と『入手経路』の「新聞」、『啓発活動』の「広報誌『考え方みんなの人権』」と『入手経路』の「市政だより」、『啓発活動』の「人権尊重週間の講演会」と『入手経路』の「講演会、研修会」などとなっている。

『啓発活動』の「メールマガジンやSNS、動画投稿サイト、インターネット広告」と『入手経路』の「インターネット上のニュースサイトや記事」の相関係数は上位（○）であり、30代以下の若年層の『入手経路』のうち、「インターネット上のニュースサイトや記事」が高いことを踏まえると、インターネットを活用した啓発活動は、今後も重要な啓発手法の一つとして期待される。なお、『啓発活動』の「市政だよりの人権啓発記事」、「広報紙『考え方みんなの人権』」、「人権啓発テレビCM」などは、『入手経路』の「SNS」との相関係数はマイナス（▲）となっており、これらの啓発活動はSNSを情報の入手経路としている人に届いておらず、現状では、SNSを用いた情報発信が十分とはいえない状況がうかがえる。

人権問題に関する効果的な啓発にあたっては、年齢など、それぞれの情報の接触状況に合った内容や手段で行なうことが求められる。また、現状で人権問題に関心の低い人も含めて、多くの人に関心を持てもらうため、様々な媒体や機会を捉えて、人権問題に関する情報を発信するなど、広く目に触れる機会を増やすことが重要といえる。

図表C 人権に関する情報の入手経路 × 見たり聞いたりしたことのある啓発活動 相関関係

		啓 発 活 動											
		市政だよりの人権啓発記事	広報紙「考え方みんなの 人権」	人権啓発テレビCM	ラジオ番組「こころのオル ゴー!ル」	人権啓発広報紙	タレ・尊重作文へ標語・ボス	人権尊重週間の講演会	ハートフルフェスタ福岡	D、図書などの貸し出し	デジタルサイネージやボス	動画メソッド広告サガ	市のホームページ
人権に関する情報の入手経路	市政だより	◎	○	□		□	□	□		▲		□	
	新聞	○	□	□			□					▲	
	広報紙、ちらし	□	□			□	□	□		□			
	ポスター						○					▲	
	ラジオ				◎							▲	
	テレビ			○				▲					
	インターネット上の ニュースサイトや記事	▲	▲						□	▲	□	○	
	SNS	▲	▲	▲		▲	▲	▲				□	
	ホームページ			▲			▲						□
	講演会、研修会	□	○	□		□	□	○		○			□

◎≥0.3	0.2≤○<0.3	0.1≤□<0.2	▲ マイナス値
-------	-----------	-----------	---------

### 3 調査結果まとめ

#### ●人権が尊重されている社会だと思うか（問2）

尊重されているという『肯定派』は 55.9%と、6 割を超えた平成 24 年度調査に次ぐ高さとなっており、増減を繰り返しながらも長期的には徐々に『肯定派』が増えつつある。一方で、『否定派』は 20.9% で、約 2 割が人権が尊重されている社会とはとらえていない状況である。

特に、女性 18~29 歳は他の性・年代に比べて『肯定派』が少なく（43.1%）、『否定派』が多くなっている（37.5%）が、差別や人権侵害を受けた経験（問6）においても、他の属性と比べて多くなっている（全体・14.9%、女性 18~29 歳・22.2%）。

#### ●尊重されていないと思う人権問題（問3）

尊重されていないと思う人権問題では、「インターネットによる人権侵害」（59.8%）が多くなっており、SNS をはじめ、インターネット上の様々な場面で問題が起きやすく、多くの人にとって身近な問題として認識されているものと考えられる。このほか、「働く人の人権」（51.3%）や「女性の人権」（41.5%）、「障がい者の人権」（40.2%）などが高くなっている。

なお、平成 29 年度調査からは、「性的マイノリティの人権」（31.8%）、「外国人の人権」（25.6%）の2つが増加している。

尊重されていないと思う人権問題は、性別や年齢によりとらえ方に差があり、それだけ問題が多様であることを示している。

#### ●人権問題への関心（問4）

人権問題への関心については、調査ごとに『関心派』の割合が低下傾向にあり、また、無回答も増加している。

性別や年齢による関心度の違いも顕著で、男性は年齢が低いほど関心も低い傾向にあるが、女性は、どの年代でも一定して人権問題に関心を持っている状況がうかがえる。

なお、女性 18~29 歳では、人権問題に「関心がある」が 23.6%、「関心がない」が 4.2%に対し、男性の同世代は「関心がある」は 4.7%、「関心がない」が 18.6%となっており、同じ世代でも、性別で大きく異なっている。

#### ●関心を寄せる人権問題（問5）

関心を寄せる人権問題は、身近な「インターネットによる人権侵害問題」（52.9%）が多く、調査を経るごとに増えつつある。SNS が急速に広がり、誰もが発信者になることができる状況で、報道などでも様々な問題が取り上げられていることから、多くの人が関心を寄せる結果になったとみられる。

このほか、上位項目のうち、「女性に関する問題」（46.4%）は、平成 29 年度調査より関心を持つ人が増え、特に女性 30 代以下などが関心を寄せている。これに対して、「働く人に関する問題」（51.3%）、「子どもに関する問題」（40.8%）、「障がい者に関する問題」（39.6%）、「高齢者に関する問題」（36.2%）などは、上位ではあるが、割合自体は平成 29 年度調査より減少している。また、「災害に伴う問題（避難生活でのプライバシーの問題や、風評被害など）」「障がい者に関する問題」「北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題」は、平成 29 年度調査から減少幅が大きい。

関心を寄せる人権問題の選択肢が、調査を経る度に増えるように、人権問題が複雑化・多様化する中で、関心を持つ分野が分散し、新たに顕在化した問題へと関心が移っていることも考えられる。新たな問題への周知や関心を高めるとともに、従来から認識されている問題への理解を深めることも重要である。

## ●差別や人権侵害の経験（問6）

差別や人権侵害をされた経験は、性別、年代で状況が大きく異なり、女性の30代以下では、2割以上が経験したことがあると回答している。女性18～29歳では、明確に「ない」と回答した割合が低く（59.7%）、また、「わからない」（16.7%）と回答した割合も高い。「わからない」の中には、自分で判断できないものの、実際は人権侵害にあたるものが含まれる可能性も考えられる。

## ●差別や人権侵害の分野と内容（問7）

経験した差別や人権侵害の分野（問7ア）は、「年齢」（23.7%）や「収入・財産」（21.6%）、「職業」（21.1%）、「独身であること」（13.9%）など、様々な分野で差別や人権侵害を受けたと回答されている。

また、18～29歳をはじめとして、女性では、「年齢」（女性全体・26.7%、18～29歳・37.5%）、「性別」（女性全体・23.3%、18～29歳・62.5%）を回答した人が多い。

差別や人権侵害の内容（問7イ）は、「学校・職場などにおける不平等または不利益な扱い」（41.2%）や「あらぬ噂、他人からの悪口、かけ口」（29.9%）をはじめ、「パワーハラスメント」（25.8%）など多岐にわたり、女性の30代以下では、「セクシャルハラスメント」（全体・6.7%、18～29歳・31.3%、30代・17.4%）も多い。

## ●自分が人権侵害を受けた時の対処（問8）

差別や人権侵害を受けた場合、全体では「家族や親戚に相談する」（52.4%）が最も多い。性・年代別にみると、男性の50代以上では、弁護士や市の相談窓口、専門機関に相談すると回答した割合も多くなっている。女性の40代以下や男性18～29歳は、「家族や親戚に相談する」「友人や知人に相談する」とした人が多い。

男女とも18～29歳は、「何もしないで我慢する」人が少なくない（女性・18.1%、男性・20.9%）。また、女性18～29歳は、差別や人権侵害を受けたかどうか「わからない」と答えた人も多く（問6）、相談を躊躇している状況もうかがえる。

福岡市の相談窓口などのさらなる周知を図り、誰でも相談しやすい環境の整備やより負担感のない相談手法を検討していく必要がある。

## ●身元調査についての考え方（問9）

身元調査については、平成29年度調査から、『反対派』（45.3%）、『容認派』（32.4%）ともに減少し、今回調査で新たに選択肢に追加した「わからない」が20.6%となった。『反対派』が『容認派』をやや上回るもの、『反対派』（45.3%）の多くは「やめた方がよい」（35.8%）であり、「絶対やめるべき」は9.5%である。

男女とも30代以下の『反対派』は少なく、年齢が上がるにつれて『反対派』が多くなる傾向があるが、70代以上で減少に転じる。一方で、『容認派』は、性・年代別で一定の傾向は見られないが、男性18～29歳・80歳以上で「当然、必要なことだ」の割合が高い。

## ●人権に関する3つの法律の認知状況（問10）

障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の人権に関する3つの法律の認知状況について、3つすべてを認知しているのは約3割となっている。個別には、部落差別解消推進法とヘイトスピーチ解消法の認知者は5割を超えており、認知者の中でも、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が3割を超えており、内容まで知る人は少ない。障害者差別解消法は、「知らない」が5割を超えていている。

障害者差別解消法や部落差別解消推進法は、男性は年齢が高くなるほど認知度も上がる傾向にあるが、女性の18～29歳では、内容まで「知っている」人が3割近くを占めるなど、性別や年代による差が

みられる。なお、ヘイトスピーチ解消法は、性別や年代による差は比較的小さい。

いずれの法律でも、18～29歳での認知度の男女差が大きく、いずれも男性の認知度が低い。男性の若年層は、人権問題への関心が低く、関連する法律の認知にも至っていない状況がうかがえる。

なお、人権に関する3つの法律すべての認知度が高いほど、人権問題への関心は高い（問4『関心派』：高認知・83.7%、低認知・50.2%）。また、自身が人権侵害を受けたと明確に認識する人が多く（問6『差別や人権侵害をされたと思ったことがある』：高認知・19.7%、低認知・13.1%）、人権侵害を受けた際の対処方法として、家族や友人等への相談とあわせて、専門機関へ相談する割合が低・中認知に比べて高く（問8『市の専門機関に相談する』：高認知・22.4%、低認知・10.8%）、意識や行動に差がうかがえる。

### ●同和問題の認知時期（問11）

同和問題は、小学生や中学生など比較的早くから知っている人が多く、認知経路（問12）も学校の授業が主流であり、過去の調査から大きな変化はみられない。特に、50代以下では、小学生時に知った人が多い。

一方、「同和問題や同和地区のこととは知らない」（7.4%）が、割合としては低いものの過去と比較して最も高くなっている、18～29歳で特に高い割合を示している（女性・18.1%、男性・23.3%）。

### ●同和問題の認知経路（問12）

同和問題の認知経路は、「学校の授業で」が4割以上と突出している。学校教育以外の様々な認知経路は少数派であり、過去の調査から大きな変化はみられない。

### ●いまなお差別があると思うかどうか（問13）

「同和地区や、その地区に住んでいる人々に対する差別」について問う設問であるが、多くの問題について、「わからない」とする回答が4割前後になっている。個々の問題でも、過去の調査と比較して、「差別はない」とする人が減少する一方で、「わからない」は増加傾向にある。

いずれも『差別はある』とする回答は減少傾向にあるものの、「結婚の面」37.9%、「社会における偏見意識」36.9%は、他と比べると『差別はある』の割合が高い。また、「インターネットへの書き込みなど」は、平成24年度調査以降、回答の割合に大きな変化はなく、インターネットへの書き込みなどに差別の問題があると思っている人が一定割合いることがうかがえる。

### ●同和問題に関する考え方（問14）

同和問題に関して、知人等の差別的な発言を聞いた場合は、「差別をしてはいけないと注意し、お互いよく話し合う」は4割程度にとどまるが、男女とも30代以下では割合が高く、積極的に是正する意向を示している。

結婚については、「家族の考えに関わらず結婚すればよい」（19.0%）、「家族を説得し、二人の意思を貫いて結婚すればよい」（41.5%）と答えた割合が多く、過去の調査からも増加傾向にある。18～29歳では、男女差が大きく、男性は「家族の考えに関わらず結婚すればよい」が4割以上を占め、女性（23.6%）を大きく上回るなど、すべての性・年代の中で最も高い割合を示している。

不動産の契約については、「そのまま契約を行う」（23.5%）は平成24年度調査（27.8%）から減少し、「契約を取りやめ、別の不動産を探す」（28.7%）は平成24年度調査（26.1%）から増加している。

いずれの設問でも、男女とも、年齢が低いほど問題があった際には積極的に是正したり、賛成したりする傾向にあり、人権問題への関心が低い男性18～29歳で最もその傾向が強い。

## ●同和問題解決への望ましい方向性（問 15）

同和問題への望ましい解決の方向性は、「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」(46.2%) が最も多く、実際の認知経路としても「学校の授業で」が突出し（問 12）、同和問題を小中学生時代に知った人が多かったことからも（問 11）、学校教育の重要性は高いといえる。

また、「市民が、自ら差別や人権について学ぶ」(29.5%)、「国や地方自治体が、同和問題の解決に向けた教育・啓発活動や相談活動などの施策に効果的に取り組む」(24.2%) が多いことからも、学校を卒業した人などに対しては、行政等による教育・啓発を推進していくことが重要となる。

## ●女性に関する問題（問 16）

女性に関する人権上の問題は、「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みの未整備」(41.7%) や「『男は仕事、女は家庭』といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつける」(29.3%) など、男女の役割分担に関する問題が多くあげられている。

女性 30 代以下などでは、「職場や学校などにおけるセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント」を問題ととらえる人が多いほか、女性 50 代～70 代では、「ドメスティック・バイオレンス (DV)」「女性に対するストーカー行為、痴漢行為」といった、より深刻な犯罪被害につながる問題も多い。

また、男性、女性の性別にかかわらず、同様の事柄が上位項目となっている。

女性に関する人権問題は、立場や社会的役割に関する問題や心身に深刻な被害を及ぼしかねない問題など、様々な問題が存在しており、問題の内容等に応じて施策を検討し、進めていくことが重要といえる。

## ●子どもに関する問題（問 17）

子どもに関する人権上の問題は、「いじめや無視、嫌がらせ（インターネットや SNS 上の書き込みも含む）などを受けること」(52.3%) が最も多く、今回調査では、選択肢の中に「インターネットや SNS 上の書き込みも含む」という記述を追加したが、この選択肢は、平成 19 年度調査以降常に上位にある。また、「保護者などから、虐待や育児放棄されること」(44.9%) も依然として多く、過去の調査から常に高水準で推移している。

割合としては 2 割程度と大きくはないが、「教師が子どもを指導する等の理由で体罰や不適切な言動を行うこと」(今回調査より選択肢変更あり) は一貫して増加し、徐々に順位が上がってきている。また、今回調査で初めて設けた「ヤングケアラーにかかる問題」(16.0%) も全体の中位に位置し、問題意識を持つ人は少なくない。

インターネット上の問題やいじめ、虐待などは、周囲が気付かないところで進行しているケースもあり、日常的な見守りや子どもの相談の場などを充実させることが重要である。

## ●高齢者に関する問題（問 18）

高齢者に関する人権上の問題は、「インターネットやスマートフォンを十分に活用できることなどにより、生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分に伝わりにくいこと」(40.1%) が最も多く、過去の調査からも増加傾向にある。今回調査では、選択肢中に「インターネットやスマートフォンを十分に活用できないことなどにより」という記述を追加した。報道等でも情報格差の問題が指摘されているところであるが、調査結果でも当事者である 60 代以上で割合が高くなっている、高齢者が日常的に情報入手に苦労している状況がうかがえる。

「地域社会から孤立すること」(23.6%)、「詐欺や悪徳商法などの財産侵害の被害を受けやすいこと」(21.7%)、「道路・建物・交通機関の段差や階段など外出先での不便が多いこと」(21.6%)、「経済的に自立が困難なこと」(21.0%) など、そのほかの事柄は、過去の調査からは減少傾向にある。

インターネットやスマートフォンを利用した情報やサービスの提供が広がり、今後もますますその傾向が進むと予想される中で、情報格差による不利益が、人権侵害につながる可能性もあることから、周

団のサポートや多様な情報提供の検討など、きめ細かな対応が求められる。

### ●障がい者に関する問題（問 19）

障がい者に関する人権上の問題は、「働く場所や能力を発揮する機会が少ないと」(35.0%) が最も多く、現状では、障がい者の雇用面が十分ではないと感じる人が多い。

このほか、「障がい者に対する理解を深める機会が少ないと」「道路・建物・交通機関の段差や階段など外出先での不便が多いこと」(各 30.4%) も、問題として多くあげられており、これらは過去の調査からも高水準で推移し、障がい者に関する人権問題における課題とみられている。

障がい者一人ひとりの人権を尊重する視点を持ちながら、ハード、ソフト両面からの対応を充実させていくことが重要と考えられる。

### ●外国人に関する問題（問 20）

外国人に関する人権上の問題は、「日本語が不自由な外国人が、保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができない」と(30.6%)、「外国人が就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること」(25.9%)などを問題と考えている人が多い。

「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、外国人が地域社会に十分に受け入れられないこと」(22.3%) は、上位にあるものの過去の調査から減少傾向にあり、様々な場面での交流が徐々に広がっている状況がうかがえる。なお、「外国人が就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること」は、増加傾向を見せている。

外国人の人権を尊重するために、一人ひとりが、国籍に関わらず異なる面を尊重し、相互理解を深めていくことが求められる。

### ●エイズ患者・HIV感染者に関する問題（問 21）

エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題は、「エイズやHIVについて正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること」(38.4%) が多いほか、「悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること」(26.2%)、「家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること」(19.5%) など、偏見やそれに基づく差別的な言動を問題と考えている人が多い。

「エイズやHIVについて正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること」は、平成 29 年度調査(22.2%) から大きく増加し、過去の調査と比べて最も高くなっている、特に女性の 30 代以下で問題と考える人が多い。

### ●ハンセン病患者等に関する問題（問 22）

ハンセン病患者等に関する人権上の問題は、「ハンセン病について正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること」(36.1%) が多いほか、「悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること」(21.1%)、「家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること」(19.0%) など、偏見やそれに基づく差別的な言動を問題と考えている人が多い。

また、「わからない」が 32.2% と高く、また、関心のある人権問題（問 5）でも「ハンセン病患者・元患者や家族等に関する問題」が下位にあるなど、ハンセン病問題への理解・認識が十分ではない状況がうかがえる。

### ●新型コロナウイルス感染症に関する問題（問 23）

新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題は、「医療従事者などのエッセンシャルワーカーや、その家族等に対して差別的な言動が行われること」(35.7%)、「感染者や、その家族等に対して差別的な言動・いじめ等が行われること」(32.5%) などが多く、背景には、正しい知識や認識の不足に起因する人権侵害の構図がうかがえる。

このほか、「ワクチンを接種することができない方などに不利益な取扱いをする」(25.3%) や「インターネットやSNS上で誹謗中傷されたり、誤った情報が流されること」(24.8%) なども高い割合となっている。

#### ●インターネットによる人権侵害（問 24）

インターネットによる人権侵害は、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」(56.3%) が突出し、子どもに関する人権問題で、インターネットやSNS上の書き込みや嫌がらせなどが問題視されているように（問 17）、インターネットの使用によっては、子どもを含む誰もが被害者、加害者双方になり得る危険性がある。

また、「本人の承諾無く氏名や住所といった個人情報、写真などを掲載すること」(26.8%) や「情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいこと」(25.2%) も問題と考えられている。

プロバイダ責任制限法の改正による発信者情報の開示に係る手続きの簡素化など、インターネット上での誹謗中傷などの問題への対応が進んできているが、併せて、情報リテラシーの向上や人権問題に関する啓発が求められる。

#### ●性的マイノリティに関する問題（問 25）

性的マイノリティに関する人権上の問題は、「性的マイノリティに対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」(34.8%) が多く、「悪意のある噂を流されたり差別的言動を受けること」(29.7%) も問題と考えられている。「性的マイノリティに対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」は平成 29 年度調査 (31.7%) から増加しているが、性的マイノリティに対する市民の注目の高まりとともに、人権問題として認識してきたものと考えられる。

また、女性は、特に 30 代以下の層で、幅広い事柄に問題があると考えているが、男性 30 代では「就職・職場で不利な扱いを受けること」「相談できる相手が少ないと」(各 29.8%) も多く、性別・年代により問題と考える事柄が分かれている状況がうかがえる。

#### ●「パートナーシップ宣誓制度」の認知状況（問 26）

福岡市の「パートナーシップ宣誓制度」は平成 30 年度に開始したが、性的マイノリティ当事者等への広報や市民への啓発などにより、半数以上が認知している。認知状況は、男女差が大きく、女性は、名称のみの認知を含めると 18~29 歳で 65% を超える認知となるなど、若いほど知られているのに対し、男性は、30 代はやや認知率が高い (56.1%) ものの、全体的に認知度は低い。なお、関心を寄せる人権問題（問 5）での「性的マイノリティに関する問題」の割合においても、女性の方が高く、男性が低くなっている。

#### ●ホームレスに関する問題（問 27）

ホームレスに関する人権上の問題は、「経済的に自立が困難なこと」(50.0%) が最も多い。次いで、「通行人等から暴力をふるわれること」(30.9%) も多く、ホームレスに対する暴力や嫌がらせなどのニュースなどを目にしても、問題意識を持つ人も多いと考えられる。

#### ●犯罪被害者やその家族に関する問題（問 28）

犯罪被害者やその家族に関する人権上の問題は、「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏を保てなくなること」(55.3%)、「犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと」(52.7%) などが問題と考えられている。

犯罪行為の直接的な被害を受け、長期間苦しむことだけでなく、二次被害についても問題と考える人が多く、平成 24 年度調査から減少はしてきているものの、依然として高い水準となっている。

### ●刑を終えて出所した人に関する問題（問 29）

刑を終えて出所した人に関する人権上の問題は、「悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること」(38.1%)、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」(36.1%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(34.4%)などが多く、更生しようとする人に対する、差別や偏見、不利な扱いが問題と考えられている。

### ●北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題（問 30）

拉致被害者等に関する人権上の問題は、「身体や居住移転の自由を奪われ帰国できること」(61.5%)や、「拉致被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」(54.7%)などを問題と考えている人が多い。拉致被害者の帰国が進んでいない中で、「わからない」が13.2%となるなど、問題への関心の低下が危惧される。

### ●災害に伴う問題（問 31）

災害に伴う人権上の問題は、「避難生活の長期化によるストレスなどの二次的被害があること」(59.7%)や「避難生活でプライバシーが守られないこと」(51.7%)、「女性・障がい者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦・性的マイノリティ等への十分な配慮が行き届かないこと」(46.7%)などが多く、避難生活時のストレスやプライバシー問題など、様々な人への配慮が疎かになることが問題と考えられている。

### ●働く人に関する問題（問 32）

働く人に関する人権上の問題は、「パワーハラスメント（パワハラ）があること」(45.7%)や「同じ仕事でも、雇用形態により賃金に差があること」(30.8%)、「長時間労働などにより、仕事と生活の調和を保つことが難しいこと」(26.4%)などを問題と考えている人が多い。

また、男女とも18~29歳では、「長時間労働などにより、仕事と生活の調和を保つことが難しいこと」(女性・47.2%、男性・46.5%)多く、ワークライフバランスが保てないことが大きな問題とえられている。また、女性30代以下では、「妊娠や育児・介護休業の取得等を理由とした嫌がらせなどの妊娠・出産・介護に関するハラスメントがあること」が4割前後と、多くの人が問題と考えている。働く場は多くの人にとって生活の大部分を過ごす場であり、企業等と連携しながら、啓発を進めていくことが重要となる。

### ●人権問題への取組み（問 33）

人権が尊重するために福岡市などの行政機関が取り組むべきことは、「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善するための施策の充実」(27.6%)、「少子高齢化や国際化などの社会変化に応じた、ソフト・ハード両面での環境整備」(25.6%)、「人権に関する相談・支援体制の充実」(25.1%)、「幼稚園・保育所や学校における人権教育の充実」(24.8%)などが多く、多岐にわたっている。

教育・啓発だけでなく、相談体制の充実、人権侵害に対する救済など、ハード、ソフト両面での幅広い対応が求められており、企業や市民を巻き込んだ取組みが不可欠である。

また、人権問題にとどまらず、女性の社会参画や貧困の問題など、関連するさまざまな課題への取組みも必要であり、関係機関と連携しながら取り組んでいくことが重要となる。

### ●人権問題に関する情報の入手経路（問 34）

人権問題に関する情報の入手経路は、「テレビ」(48.4%)が最も多く、次いで、「インターネット上のニュースサイトや記事」(44.6%)となっている。また、「市政だより」(36.5%)や「新聞」(30.2%)などの紙媒体中心の入手経路も多くなっている。

情報の入手経路の世代による差は顕著で、30代以下の若い層では、「インターネット上のニュースサ

イトや記事」(18~29歳・61.3%、30代・63.8%)のほか、「SNS」(18~29歳・48.7%、30代・29.4%)が多くなっており、日常的な情報入手経路としてインターネットやSNSが主要な手段であり、様々な情報の中の一つとして、人権に関する情報も入手している状況がうかがえる。これに対して、60代以上は、「市政だより」や「新聞」などの紙媒体のほか、「講演会、研修会」への参加など、人権に関する情報の入手経路は多岐にわたる。

また、人権問題に関心が高い人(問4)や人権に関する3つの法律の認知度が高い人(問10)は、入手経路も多岐にわたり、日常的な情報収集に積極的な状況がうかがえるが、日頃、人権問題に関心が低い人や法認知度が低い人は、「特になし」と回答した割合も多い。啓発にあたっては、他の様々な情報に合わせて、人権問題に関する情報を発信するなど、まずは人権問題に触れるきっかけづくりを進めることが求められる。

#### ●「福岡市人権啓発センター（ココロンセンター）」の認知状況（問35）

「福岡市人権啓発センター（ココロンセンター）」の認知度は、「行ったことがある」「事業内容を知っている」を合わせた『知っている』が1割未満となっている。過去の調査から、徐々に増加している傾向にあるが、平成29年度調査からは減少しており、人権啓発センターの情報に接する機会が少ないことがうかがえる。

#### ●啓発活動の認知状況（問36）

啓発活動の認知状況は、「市政だよりの人権啓発記事」(41.7%)、「人権啓発テレビCM」(30.1%)、「人権尊重作品」(24.8%)などが一定程度認知されているものの、そのほかの媒体や講演会などの認知度は高くない。

また、18~29歳では、「見たり、聞いたりしたものはない」(女性・44.4%、男性・65.1%)が多くなっている。

人権問題への関心(問4)や人権に関する3つの法律の認知度が高い人(問10)は、様々な啓発活動に触れているが、関心や認知度が低い層では「見たり、聞いたりしたものはない」が多く、啓発情報などに触れたり、人権問題に関心を持つきっかけが少ないとがうかがえる。

#### ●講演会や講座への参加状況（問37）

人権問題に関する講演会や講座へ『参加した』と回答したのは8.5%で、「講演会や講座が開催されていたことを知らない」が約5割となっている。

テレビCMなどの受動的な啓発情報等と異なり、講演会への参加には、意欲や参加のきっかけが必要である。参加したいと思う講演会等の内容(問39)では、家から近い公共の場やオンライン、他のイベントに組み込まれたものなどの回答が多いことから、身近な場所で、様々なイベントの一環で、人権問題に関する講演会等を実施するなど、より多くの人に対して、参加のきっかけづくりを行うことが重要といえる。

#### ●参加したことのある講演会や講座（問38）

人権問題に関する講演会等へ参加経験のある人は、「公民館での講演会・人権講座・研修会」(52.3%)、「PTAや学校で開催される研修会、人権学習参観など」(36.0%)が中心で、身近な公共の場での講演会や講座等への参加が高くなっている。

#### ●参加したい講演会や講座、イベント（問39）

参加したいと思う講演会等については、「会場が公民館や市民センターなど家から近い公共の施設である」(26.6%)や「他の行事やイベントに組み込まれている」(23.0%)が多く、参加経験(問38)同様、身近で、気軽に参加できる内容が求められている。一方で、参加したい内容が「特になし」(25.2%)

とする回答も多い。

60代以上は、家から近いところをより望む傾向であるのに対し、18～29歳では、「オンラインを活用し自宅で参加（聴講）できるものである」(32.8%) や「著名人が出演している」(36.1%) などが多い。また、人権問題への関心（問4）が低い男性18～29歳では、「他の行事やイベントに組み込まれている」(37.2%) も多く、様々なイベント等の中の一環で人権問題に関する講演会等を開催し、参加を促す方法も考えられる。

いずれの属性でも、身近さや気軽さが求められており、誰もが気軽に参加できるように、参加のハードルを下げていくことも必要と考えられる。

#### ●人権問題についての理解を深めるために必要な啓発活動（問40）

人権問題についての理解を深めるために必要な啓発活動は、「テレビ番組・CM」(51.7%) が突出しており、文字情報より映像で分かりやすく啓発することが求められているといえる。「テレビ番組・CM」は受動的な啓発情報であるが、人権問題への関心が低い人（問4）には、関心を持つきっかけづくりとして役立つものと考えられる。

このほか「市政だより、広報紙、パンフレット」(26.4%)、「公民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会」(21.2%) などもやや多い。

人権問題に関する入手経路（問34）同様、年代による差が顕著で、「市政だより、広報紙、パンフレット」は60代以上で多いのに対し、男女とも30代以下では、「メールマガジンやSNS、動画投稿サイトでの発信」が4割前後と多くなっている。

啓発にあたっては、それぞれのニーズに合った手段を用いて、情報がより多くの人に伝わることが重要である。また、既に人権問題に関心を持つ人だけでなく、現状では関心が低い人にも、広くわかりやすい啓発を続けていくことで、より多くの人が人権問題への理解を深めていくことにつながるものと考えられる。



( 付 錄 )



# 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」調査票

市民のみなさまへ

## 「人権問題に関する市民意識調査」へのご協力のお願い

皆さまがたには、日ごろから、福岡市政の推進にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

福岡市では、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、各種の行政施策を進めており、この度、今後の施策を進めていく上での参考とするため、市民の皆さまの人権問題に対するお考えをお伺いする意識調査を実施することといたしました。

調査の対象者は、市内にお住まいの18歳以上の方から3,000人を無作為に選ばせていただいております。

調査には無記名でご回答いただき、その結果は統計的に処理いたしますので、回答から個人が特定されることはありません。また、調査目的以外に使用することもありませんので、率直なお考えをお聞かせください。

お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、この調査の趣旨をご理解いただき、最後の質問まで回答いただきますよう、ご協力ををお願いいたします。

令和4年10月  
福岡市市民局人権推進課

この調査は「株式会社 東京商工リサーチ」に事務を委託して実施します。

アンケート調査票は、記入後、同封しております封筒（切手不要）に入れて  
**11月4日（金）**までに郵便ポストに投函してください。

## 【記入上の注意】

1. このアンケート調査票は必ずご本人（封筒の宛名の方）がお答えください。
2. 回答の記入は、鉛筆またはボールペンでお願いいたします。
3. 各質問のご回答は、特に説明がないかぎり、あてはまる項目の番号を○印で囲んでください。質問文に「1つ」、「すべて」など指定がある場合は、その指定に従ってお答えください。
4. 質問によっては回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印や案内にそってお答えください。
5. アンケート調査票・返信用封筒には、住所、氏名を記入していただく必要はありません。なお、返信用封筒に記載されている数字類は、日本郵便(株)で処理するためのものであり、個人を特定するものではありません。

### 【調査に関するお問い合わせ先】

市民局人権部人権推進課（人権問題に関する市民意識調査担当）

電話：092-711-4338 FAX：092-733-5863

Mail : jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp

（調査票返送先／調査受託会社）

株式会社 東京商工リサーチ 福岡支社

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前4丁目9番2号 ハ百治センタービル

問1 あなたの性別、年齢、職業、福岡市内での居住年数（通年）、居住区をお尋ねします。下記欄から該当するもの選んでください。（それぞれ○は1つだけ）

<b>ア. 性 別</b>	<b>1 女 性</b>	<b>3 回答しない</b>
	<b>2 男 性</b>	
<b>イ. 年 齢</b>	<b>1 18～29歳</b>	<b>5 60～69歳</b>
	<b>2 30～39歳</b>	<b>6 70～79歳</b>
	<b>3 40～49歳</b>	<b>7 80歳以上</b>
	<b>4 50～59歳</b>	
<b>ウ. 職 業 等</b>	<b>1 会社等役員・経営者</b>	
	<b>2 会社員・公務員・団体職員（管理職）</b>	
	<b>3 会社員・公務員・団体職員（一般社員、職員 ※役職についていない方）</b>	
	<b>4 契約社員・派遣社員・嘱託、パート・アルバイト</b>	
	<b>5 自営業・家族従事者</b>	
	<b>6 家事専業</b>	
	<b>7 学生</b>	
	<b>8 無職</b>	
	<b>9 その他（具体的に： ）</b>	
	(注) 複数に該当するときは、 <u>主に該当する番号1つに</u> <u>○をつけてください</u>	
<b>エ. 福岡市内での 居住年数</b>	<b>1 3年未満</b>	<b>4 10～20年未満</b>
	<b>2 3～5年未満</b>	<b>5 20～30年未満</b>
	<b>3 5～10年未満</b>	<b>6 30年以上</b>
<b>オ. お住まいの区</b>	<b>1 東区</b>	<b>5 城南区</b>
	<b>2 博多区</b>	<b>6 早良区</b>
	<b>3 中央区</b>	<b>7 西区</b>
	<b>4 南区</b>	

## I. 人権問題全般についてお尋ねします

問2 今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。 (○は1つだけ)

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| 1 尊重されていると思う          | → 問4へ |
| 2 どちらかといえば尊重されていると思う  | 問3へ   |
| 3 どちらかといえば尊重されていないと思う |       |
| 4 尊重されていないと思う         |       |
| 5 いちがいには言えない          |       |
| 6 わからない               | → 問4へ |

問3 (問2で2～5に○印をつけられた方に、お尋ねします。)

次の中で、あなたが人権が尊重されていないと思うものをすべて選んでください。  
(あてはまるものすべてに○)

- 1 同和問題に関する人権
- 2 女性の人権
- 3 子どもの人権
- 4 高齢者の人権
- 5 障がい者の人権
- 6 外国人の人権
- 7 エイズ患者・H I V感染者の人権
- 8 ハンセン病患者・元患者や家族等の人権
- 9 ホームレスの人権
- 10 インターネット(S N S<sup>※1</sup>を含む)による人権侵害
- 11 犯罪被害者やその家族の人権
- 12 刑を終えて出所した人やその家族の人権
- 13 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- 14 性的マイノリティ<sup>※2</sup>の人権
- 15 アイヌの人々の人権
- 16 災害に伴う人権（避難生活でのプライバシーの問題や、風評被害など）
- 17 働く人の人権（パワーハラスメント<sup>※3</sup>や長時間労働など）
- 18 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権侵害
- 19 その他（具体的に：）

※1 S N S : ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、Twitter、LINE、Facebookなどの登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス

※2 性的マイノリティ：L G B T（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をまとめたもの）など、典型的とされていない性的指向（好きになる性）や性自認（自認する性）を持つ方

※3 パワーハラスメント：職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、労働者の就業環境が害される行為

**問4 人権問題に関する意識についてお尋ねします。あなたは人権問題に、どの程度  
関心を持っていますか。**

(○は1つだけ)

- |            |   |                  |
|------------|---|------------------|
| 1 関心がある    | ] | 問5へ<br><br>→ 問6へ |
| 2 多少関心がある  |   |                  |
| 3 あまり関心がない |   |                  |
| 4 関心がない    |   |                  |

**問5 (問4で1～3に○印をつけられた方に、お尋ねします。)**

**次の中であなたが関心を寄せるものをすべて選んでください。**

(あてはまるものすべてに○)

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 1 同和問題                              | ) |
| 2 女性に関する問題                          |   |
| 3 子どもに関する問題                         |   |
| 4 高齢者に関する問題                         |   |
| 5 障がい者に関する問題                        |   |
| 6 外国人に関する問題                         |   |
| 7 エイズ患者・HIV感染者に関する問題                |   |
| 8 ハンセン病患者・元患者や家族等に関する問題             |   |
| 9 ホームレスに関する問題                       |   |
| 10 インターネット(SNSを含む)による人権侵害問題         |   |
| 11 犯罪被害者やその家族に関する問題                 |   |
| 12 刑を終えて出所した人やその家族に関する問題            |   |
| 13 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題         |   |
| 14 性的マイノリティに関する問題                   |   |
| 15 アイヌの人々に関する問題                     |   |
| 16 災害に伴う問題(避難生活でのプライバシーの問題や、風評被害など) |   |
| 17 働く人に関する問題(パワーハラスメントや長時間労働など)     |   |
| 18 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題        |   |
| 19 その他(具体的に:                        |   |

**問6** あなたは、この5年間に差別をされた、人権を侵害されたと思ったことがありますか。  
(○は1つだけ)

- |         |       |
|---------|-------|
| 1 ある    | → 問7へ |
| 2 ない    | } 問8へ |
| 3 わからない |       |

**問7** (問6で1に○印をつけられた方に、お尋ねします。)

ア 差別をされた、人権を侵害されたと思ったのは、何についてですか。次のなかから該当するものを、すべて選んでください。 (あてはまるものすべてに○)

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 年齢            | 9 性的指向 <sup>※4</sup> や性自認 <sup>※5</sup> など |
| 2 学歴・出身校        | 10 独身であること                                 |
| 3 職業            | 11 容姿                                      |
| 4 収入・財産         | 12 同和地区出身・同和地区に居住                          |
| 5 家柄            | 13 人種・民族・国籍                                |
| 6 ひとり親家庭、両親が不在  | 14 思想・信条                                   |
| 7 障がい・病気(感染症など) | 15 宗教                                      |
| 8 性別            | 16 その他(具体的に: )                             |

※4 性的指向：人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのか(好きになる性)

※5 性自認：自分の性をどのように認識しているか(自認する性)

(問6で1に○印をつけられた方に、お尋ねします。)

イ 差別をされた、人権を侵害されたと思ったのは、どのような行為についてですか。次のなかから該当するものを、すべて選んでください。 (あてはまるものすべてに○)

- |  |
|--|
| 1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口(インターネットやSNS上の書き込みも含む)     |
| 2 仲間はずれや無視                                   |
| 3 名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりしたこと                  |
| 4 学校・職場などにおける不平等または不利益な扱い                    |
| 5 隣人や知人からの嫌がらせ・迷惑行為                          |
| 6 役所や医療機関、福祉施設などでの不当な取扱い                     |
| 7 プライバシーの侵害(他人に知られたくない個人的事項を知られた)            |
| 8 セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)                       |
| 9 パワーハラスメント(職務上の地位などを背景にした嫌がらせ)              |
| 10 ドメスティック・バイオレンス(DV)(配偶者やパートナーからの暴力)        |
| 11 学校などにおける体罰、学校・職場などにおけるいじめ                 |
| 12 暴力・脅迫・虐待・強要(本来義務のないことをさせられたり、権利の行使を妨害された) |
| 13 ストーカー行為(特定の人にしつこくつきまとわれたりした)              |
| 14 公害(悪臭・騒音など)                               |
| 15 その他(具体的に: )                               |

**問8 差別を受けるなど、人権を侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか（しましたか）。（○は3つまで）**

- 1 家族や親戚に相談する**
- 2 友人や知人に相談する**
- 3 町内会・自治協議会役員や民生委員に相談する**
- 4 学校や職場に相談する**
- 5 市の専門機関（人権啓発センター・男女共同参画推進センター アミカス・こども総合相談センター えがお館など）に相談する**
- 6 市役所や区役所の相談窓口（市民相談室など）に相談する**
- 7 法務局や人権擁護委員などに相談する**
- 8 警察に相談する**
- 9 弁護士に相談する**
- 10 人権擁護団体（N P Oなど）・当事者団体に相談する**
- 11 新聞やテレビなどマスメディアに訴える**
- 12 裁判所に訴える（訴訟を起こす）**
- 13 その他（具体的に：）**
- 14 何もしないで我慢する**
- 15 わからない**

**問9 あなたは結婚や就職のときに、その相手方などの身元調査をすることについて、どのように考えますか。（○は1つだけ）**

- 1 絶対にやめるべきだ**
- 2 やめた方がよい**
- 3 やむを得ないことだ**
- 4 当然、必要なことだ**
- 5 わからない**

**問 10 平成 28 年に人権に関する 3 つの法律が施行されましたが、あなたは次の法律を知っていますか。アからウまでのそれぞれに○印をつけてください。**  
(ア～ウのすべての事項について、あてはまるもの 1 つに○)

**ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)**

- 1 知っている**
- 2 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない**
- 3 知らない**

**イ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)**

- 1 知っている**
- 2 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない**
- 3 知らない**

**ウ 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)**

- 1 知っている**
- 2 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない**
- 3 知らない**

## II. 個別の人権問題についてお尋ねします

### 同和問題について

問 11 あなたが同和問題や同和地区について初めて知ったのはいつごろでしょうか。  
(○は1つだけ)

- 1 6歳より前（小学校入学前）
- 2 6歳～11歳（小学生当時）
- 3 12歳～14歳（中学生・高等小学生当時）
- 4 15歳～17歳（高校生・旧制中学生当時）
- 5 18歳以上
- 6 いつごろだったか覚えていない
- 7 同和問題や同和地区のことは知らない

問 12 へ

→ 問 13 へ

問 12 （問 11 で 1～6 に○印をつけられた方に、お尋ねします。）

あなたが初めて同和問題や同和地区について知ったのは、何によってでしょ  
うか。  
(○は1つだけ)

- 1 父母から
- 2 祖父母から
- 3 祖父母・父母以外の家族・親戚から
- 4 近所の人から
- 5 職場の人から
- 6 学校の授業で
- 7 友人から
- 8 同和地区が近くにあったから
- 9 同和問題についての集会や研修会で
- 10 新聞、本、テレビ、ラジオなどで
- 11 インターネットで
- 12 県や市町村の広報誌や冊子などで
- 13 その他（具体的に： ）
- 14 覚えていない

)

**問13 同和地区や、その地区に住んでいる人々に対する差別についてどう思いますか。アからクまでのそれぞれに○印をつけてください。**  
 (ア～クのすべての事項について、あなたのお考えに最も近い1つに○)

	差別は厳しい	多少差別はある	差別はない	わからない	同和地区のことは
ア. 進学などの教育の面	1	2	3	4	5
イ. 就職などの面	1	2	3	4	5
ウ. 結婚の面	1	2	3	4	5
エ. 生活環境面	1	2	3	4	5
オ. 日常のつきあいの面	1	2	3	4	5
カ. 社会における偏見意識	1	2	3	4	5
キ. インターネットへの書き込みなど	1	2	3	4	5
ク. 同和地区の家や土地の購入の面	1	2	3	4	5

**問 14** 以下の場合において、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。  
それぞれ、その立場となった場合にどうするかをお考えの上、お答えください。

**ア あなたの身近な人が、同和地区の出身者に対して差別的な発言をしたり、態度を示した場合** (○は1つだけ)

- 1 差別をしてはいけないと注意し、お互いやよく話し合う
- 2 何も言わないでそのままにしておく
- 3 同和地区には、かかわらない方がいいと言う
- 4 その他（具体的に：）
- 5 わからない

**イ あなたの身近な人から「同和地区の出身者との結婚について、家族から強い反対を受けている」と相談を受けた場合** (○は1つだけ)

- 1 家族の考えに関わらず結婚すればよいと言う
- 2 家族を説得し、二人の意志を貫いて結婚すればよいと言う
- 3 家族の強い反対があるのだから、慎重に考えてはどうかと言う
- 4 結婚には反対だと言う
- 5 その他（具体的に：）
- 6 わからない

**ウ あなたが、引っ越しのため不動産を探していたところ、希望する条件にあう不動産が見つかったため、契約をしようと考えていたが、そこが同和地区内にあることが分かった場合** (○は1つだけ)

- 1 そのまま契約を行う
- 2 契約を取りやめ、別の不動産を探す
- 3 その他（具体的に：）
- 4 わからない

**問 15 あなたは同和問題を解決するためには、どのような方向が望ましいと思いますか。**  
(○は3つまで)

- 1 市民が、自ら差別や人権について学ぶ
- 2 国や地方自治体が、同和問題の解決に向けた教育・啓発活動や相談活動などの施策に効果的に取り組む
- 3 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える
- 4 わざわざとりあげないで、そっとしておく方がよい
- 5 同和地区の人々自身が、自分の生活向上に努力すべきであると思う
- 6 同和地区の人々が、一ヵ所にかたまって住まないようにすればよいと思う
- 7 差別をしたり、差別を利用するような場合には、法律で処罰するべきだ
- 8 市民一人ひとりが、住所や出身地に関係なく活発に交流する
- 9 市民一人ひとりが、差別をなくすための運動に積極的に取り組むべきだ
- 10 何をしても、解決することはむずかしい
- 11 社会的問題としては解決している
- 12 その他（具体的に：）
- 13 わからない

## 女性に関する問題について

問16 あなたが、女性に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)

- 1 家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みの未整備
- 2 様々な意思決定や方針決定の場での女性の参画率が低いこと
- 3 「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること
- 4 就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い
- 5 町内会や地域行事での女性の役割が以前と変わらないこと
- 6 「女流作家」、「女医」のように女性だけに用いられる言葉があること
- 7 職場や学校などにおけるセクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）やマタニティハラスメント（妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱い）
- 8 ドメスティック・バイオレンス（D V）（配偶者やパートナーからの暴力）
- 9 女性に対するストーカー行為（つきまとい行為）、痴漢行為
- 10 風俗産業や売春・買春
- 11 女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞やアダルトビデオ、ポルノ雑誌
- 12 その他（具体的に：）
- 13 特にない
- 14 わからない

## 子どもに関する問題について

問17 あなたが、子どもに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)

- 1 いじめや無視、嫌がらせ（インターネットやSNS上の書き込みも含む）などを受けること
- 2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること
- 3 教師が子どもを指導する等の理由で体罰や不適切な言動を行うこと
- 4 保護者などから、虐待（身体的、心理的、性的）や育児放棄されること
- 5 子どもの虐待に気付いても、見て見ぬふりをすること
- 6 学校や就職先の選択など子どもの意見について、大人がその意見を無視したり、大人の考えを押しつけたりすること
- 7 「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しないこと
- 8 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすること
- 9 子どもの前で家族に暴力をふるうこと
- 10 児童買春、児童ポルノなどの対象となること
- 11 暴力や性など、子どもにとって有害な情報の氾濫（はんらん）
- 12 不審者によるつきまといなど、子どもの安全をおびやかす行為
- 13 ヤングケアラー<sup>※6</sup>にかかる問題
- 14 その他（具体的に： )
- 15 特にない
- 16 わからない

※6 ヤングケアラー：年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものこと

## 高齢者に関する問題について

問18 あなたが、高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)

- 1 仕事やボランティアなどを通して自分の能力を発揮する機会が少ないこと
- 2 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
- 3 道路・建物・交通機関の段差や階段など外出先での不便が多いこと
- 4 地域社会から孤立すること
- 5 インターネットやスマートフォンを十分に活用できないことなどにより、生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分に伝わりにくいくこと
- 6 住宅を容易に借りることができないこと
- 7 家庭内での看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること
- 8 病院や介護施設等での看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること
- 9 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと
- 10 介護者に対する相談・支援体制が十分でないこと
- 11 認知症に対する誤解や偏見があること
- 12 経済的に自立が困難なこと
- 13 詐欺や悪徳商法などの財産侵害の被害を受けやすいこと
- 14 「おじいちゃん」「おばあちゃん」などとひとくくりにされ、個人として尊重されないこと
- 15 その他（具体的に：）
- 16 特にない
- 17 わからない

## 障がい者に関する問題について

問19 あなたが、障がい者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)

- 1 障がい者の意見や行動が尊重されないこと
- 2 差別的な言動を受けること
- 3 聴覚や視覚に障がいのある人などへ必要な情報を伝える配慮が足りないこと
- 4 障がい者に対する理解を深める機会が少ないとこと
- 5 道路・建物・交通機関の段差や階段など外出先での不便が多いこと
- 6 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないとこと
- 7 住宅を容易に借りることができないこと
- 8 就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること
- 9 家庭や病院・福祉施設等において不当な扱いや虐待を受けること
- 10 使える在宅サービスや福祉施設・病院が少ないとこと
- 11 学校の受け入れ体制が不十分なこと
- 12 詐欺や悪徳商法などの財産侵害の被害を受けやすいこと
- 13 スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できなかったり、地域の人などと交流する機会が少ないとこと
- 14 その他（具体的に：）
- 15 特にない
- 16 わからない

## 外国人に関する問題について

問20 あなたが、日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)

- 1 外国人が日本で暮らす際、法令などにより、活動に制限がある場合があること
- 2 インターネット上での書き込みやヘイトスピーチ<sup>※7</sup>など、不当な差別的言動を受けること
- 3 じろじろ見られたり避けられたりすること
- 4 外国籍であることを他に知られると差別や不利益を受けることがあるため、本名を名乗れない人もいること
- 5 外国人の意見が尊重されないこと
- 6 住宅を容易に借りることができないこと
- 7 国籍・民族・人種の違いを理由に、結婚を周囲に反対されること
- 8 外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、外国人が地域社会に十分に受け入れられないこと
- 9 日本語が不自由な外国人が、保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができないこと
- 10 駅や公共交通機関、文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表示がなく、十分なサービスが受けられないこと
- 11 学校の受験資格が異なることや、日本語能力不足のため、外国人が日本で教育を受ける機会が限られること
- 12 外国人が就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること
- 13 その他（具体的に：）
- 14 特にない
- 15 わからない

※7 ヘイトスピーチ：特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動

## エイズ患者・HIV 感染者に関する問題について

問 21 あなたが、エイズ患者・HIV 感染者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。 (○は3つまで)

- 1 家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること
- 2 結婚拒否や離婚を迫られること
- 3 職場や学校で不利な扱いを受けること
- 4 住宅を容易に借りることができないこと
- 5 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 6 病院で治療・入院を拒否されること
- 7 病気に関する個人情報が本人に無断で他人に伝えられるなど、プライバシーが守られないこと
- 8 悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
- 9 エイズやHIVについて正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること
- 10 その他（具体的に：）
- 11 特にない
- 12 わからない

## ハンセン病患者等に関する問題について

問 22 あなたが、ハンセン病患者・元患者やその家族等に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。 (○は3つまで)

- 1 家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること
- 2 結婚拒否や離婚を迫られること
- 3 職場や学校で不利な扱いを受けること
- 4 住宅を容易に借りることができないこと
- 5 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 6 病院で治療・入院を拒否されること
- 7 ハンセン病患者・元患者や家族等のプライバシーが守られないこと
- 8 悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
- 9 ハンセン病について正しく理解されておらず、誤った認識や偏見があること
- 10 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと
- 11 その他（具体的に：）
- 12 特にない
- 13 わからない

## 新型コロナウイルス感染症にかかる人権問題について

問 23 あなたが、新型コロナウイルス感染症に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。 (○は3つまで)

- 1 感染者や、その家族等に対して差別的な言動・いじめ等が行われること
- 2 医療従事者などのエッセンシャルワーカー（社会生活の維持に欠かせない業務に携わる人）や、その家族等に対して差別的な言動が行われること
- 3 職場や学校で不利な扱いを受けること
- 4 感染者やその家族等の個人情報やプライバシーが守られないこと
- 5 インターネットやSNS上で誹謗中傷されたり、誤った情報が流されること
- 6 ワクチンを接種することができない方などに不利益な取扱いをすること
- 7 その他（具体的に：）
- 8 特にない
- 9 わからない

## インターネットによる人権侵害について

問 24 あなたが、インターネットに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。 (○は3つまで)

- 1 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること
- 2 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
- 3 本人の承諾無く氏名や住所といった個人情報、写真などを掲載すること
- 4 ネットポルノなど違法・有害なホームページや広告が存在すること
- 5 SNSにおける仲間はずしなどのネットいじめが発生していること
- 6 情報の発信者が匿名の場合多いため、被害者が救済されにくいこと
- 7 情報の発信者が匿名の場合多いため、利用者の倫理観が低下しやすいこと
- 8 個人情報の流出などの問題が多く発生していること
- 9 悪質商法によるインターネット取引での被害が発生していること
- 10 プロバイダや掲示板等の管理者等に対して、人権を侵害する情報の停止・削除を求める措置が十分ではないこと
- 11 その他（具体的に：）
- 12 特にない
- 13 わからない

## 性的マイノリティに関する問題について

問 25 あなたが、性的マイノリティ<sup>※2</sup>に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)

- 1 職場や学校でからかいや嫌がらせを受けること
- 2 悪意のある噂を流されたり差別的言動を受けること
- 3 相談できる相手が少ないとこと
- 4 行政や民間サービスにおいて、同性パートナーが家族と同等の扱いを受けられない場合があること（住宅・医療・保険など）
- 5 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 6 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 7 興味本位で見られたり、避けられたりすること
- 8 性的マイノリティに対する理解が不足しており、誤解や偏見があること
- 9 性的マイノリティに対する配慮が足りないこと（トイレ、入浴施設など）
- 10 法令や制度などの整備が十分でないこと
- 11 その他（具体的に：）
- 12 特にない
- 13 わからない

※2 性的マイノリティ（再掲）：L G B T（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジエンダーの頭文字をまとめたもの）など、典型的とされていない性的指向（好きになる性）や性自認（自認する性）を持つ方

問 26 あなたは、福岡市が実施している、「パートナーシップ宣誓制度」を知っていますか。  
(○は1つだけ)

- 1 知っている
- 2 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3 知らない

### 【福岡市パートナーシップ宣誓制度】

互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的に共同生活を行っていいる又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いのパートナーであることを市長に対して宣誓する制度です。宣誓をした二人に対しては、パートナーシップ宣誓書受領証を交付しています。

## ホームレスに関する問題について

問 27 あなたが、ホームレスに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのは  
どのようなことですか。  
(○は3つまで)

- 1 ホームレスの人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 近隣住民等からの嫌がらせを受けること
- 3 通行人等から暴力をふるわれること
- 4 差別的な言動を受けること
- 5 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 6 住宅を容易に借りることができないこと
- 7 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 8 経済的に自立が困難なこと
- 9 その他（具体的に：）
- 10 特にない
- 11 わからない

## 犯罪被害者やその家族に関する問題について

問 28 あなたが、犯罪被害者やその家族に関する事柄で、人権上、特に問題がある  
と思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)

- 1 犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に  
苦しむこと
- 2 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 3 刑事裁判手続きにおいて必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
- 4 事件に関して周囲に噂話をされること
- 5 マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、  
取材により私生活の平穏を保てなくなること
- 6 犯罪被害者自身にも原因やきっかけを与えるなどの落ち度があったと言われる  
こと
- 7 その他（具体的に：）
- 8 特にない
- 9 わからない

## 刑を終えて出所した人に関する問題について

問 29 あなたが、刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。 (○は3つまで)

- 1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 3 住宅を容易に借りることができないこと
- 4 結婚を周囲に反対されること
- 5 悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
- 6 その他（具体的に：）
- 7 特にない
- 8 わからない

## 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題について

問 30 あなたが、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。 (○は3つまで)

- 1 身体や居住移転の自由を奪われ帰国できること
- 2 拉致被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること
- 3 拉致被害者の家族が、拉致被害者に関する情報を得ることができないこと
- 4 拉致被害者及びその家族が差別的な言動を受けること
- 5 拉致被害者及びその家族が興味本位で見られること
- 6 拉致問題に関する国民の理解が足りないこと
- 7 その他（具体的に：）
- 8 特にない
- 9 わからない

## 災害に伴う問題について

問31 あなたが、地震などの災害が発生した際に、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)

- 1 避難生活でプライバシーが守られないこと
- 2 女性・障がい者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦・性的マイノリティ等への十分な配慮が行き届かないこと
- 3 デマや風評などにより被災者が差別的な言動を受けること
- 4 支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと
- 5 避難生活の長期化によるストレスなどの二次的被害があること
- 6 その他（具体的に：）
- 7 特にない
- 8 わからない

## 働く人に関する問題について

問32 あなたが、働く人の人権に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)

- 1 パワーハラスメント（パワハラ）があること
- 2 セクシュアルハラスメント（セクハラ）があること
- 3 妊娠や育児・介護休業の取得等を理由とした嫌がらせなどの妊娠・出産・介護に関するハラスメントがあること
- 4 顧客や取引先からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）があること
- 5 非正規雇用など不安定な雇用形態から抜け出したくても抜けられないこと
- 6 職場でのいじめやいやがらせがあること
- 7 長時間労働などにより、仕事と生活の調和を保つことが難しいこと
- 8 同じ仕事でも、雇用形態により賃金に差があること
- 9 職業や職種によって差別や偏見があること
- 10 性別や性自認等によって差別や不利益があること
- 11 その他（具体的に：）
- 12 特にない
- 13 わからない

## 人権問題への取組みについて

問33 あなたは市民一人ひとりの人権が尊重されるために、福岡市などの行政機関は、特にどのようなことに取り組む必要があると思いますか。(○は3つまで)

- 1 人権問題に関する啓発の積極的・効果的な推進
- 2 幼稚園・保育所や学校における人権教育の充実
- 3 家庭や地域における人権教育・啓発の推進
- 4 企業における人権教育・啓発の推進
- 5 人権問題に深く関わる職業に従事する人（公務員、教職員など）への人権教育・啓発の推進
- 6 地域での人権啓発を推進するリーダーの養成
- 7 差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善するための施策の充実
- 8 人権問題に取り組む団体やNPOなどとの連携・協働
- 9 人権に関する相談・支援体制の充実
- 10 人権侵害に対する救済策の強化
- 11 人権尊重の視点に立って、行政運営を行う
- 12 少子高齢化や国際化などの社会変化に応じた、ソフト・ハード両面での環境整備
- 13 その他（具体的に：）
- 14 特にない
- 15 わからない

### III. 人権問題の教育・啓発についてお尋ねします

問 34 あなたは、人権問題に関する情報をどこから得ていますか。  
(あてはまるものすべてに○)

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 1 市政だより   | 7 インターネット上のニュースサイトや記事 |
| 2 新聞      | 8 SNS                 |
| 3 広報紙、ちらし | 9 ホームページ              |
| 4 ポスター    | 10 講演会、研修会            |
| 5 ラジオ     | 11 その他（具体的に：）         |
| 6 テレビ     | 12 特にない               |

問 35 あなたは、「福岡市人権啓発センター（ココロンセンター）」を知っていますか。  
(○は1つだけ)

- 1 行ったことがある
- 2 行ったことはないが、事業の内容は知っている
- 3 名前だけしか知らない
- 4 知らない

【福岡市人権啓発センター（ココロンセンター）】 あいれふ8階(中央区舞鶴)

福岡市人権啓発センターでは、市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての様々な情報の提供、学習、そして市民交流の場として、思いやりの心やお互いを支え合う心を育んでいくため様々な取組みを行っています。



マスコットキャラクター  
「ココロン」

〈主な事業〉福岡市人権尊重週間行事（人権を尊重する市民の集いなど）、  
人権啓発フェスティバル「ハートフルフェスタ」、  
ココロンセミナー、人権啓発相談室 など

**問 36 福岡市では、人権問題についての啓発活動を行っていますが、あなたがこの5年間に、見たり、聞いたりしたことがあるものを、すべて選んでください。**  
(あてはまるものすべてに○)

- 1 市政だよりの人権啓発記事（コラムや特集など）
- 2 市政だより 12月1日号と同時配布の広報紙「考え方みんなの人権」
- 3 人権啓発テレビCM
- 4 ラジオ番組「こころのオルゴール」
- 5 人権啓発広報紙（ココロンセンターだよりなど）
- 6 人権尊重作品（標語・ポスター・作文）
- 7 人権尊重週間（12月4日から12月10日）の講演会（市民の集いなど）
- 8 ハートフルフェスタ福岡<sup>※8</sup>
- 9 人権問題に関する啓発DVD、図書などの貸し出し
- 10 デジタルサイネージ<sup>※9</sup>や掲示物（ポスター・横断幕など）
- 11 メールマガジンやSNS、動画投稿サイト（YouTubeなど）、インターネット広告
- 12 福岡市や福岡市人権啓発センターのホームページ
- 13 その他（具体的に：）
- 14 見たり、聞いたりしたものはない

※8 ハートフルフェスタ：毎年秋にソラリアプラザなどで実施している人権啓発フェスティバル

※9 デジタルサイネージ：屋外・店頭・公共空間・交通機関など、様々な場所で、ディスプレイなどの表示機器を使って情報を発信するメディア

**問 37 あなたは、この5年間に、福岡市内で開催された人権問題に関する講演会や講座に参加したことがありますか。**  
(○は1つだけ)

- 1 参加したことがある（1～2回） → 問38へ
- 2 参加したことがある（3回以上） → 問38へ
- 3 講演会や講座を知っていたが参加したことはない → 問39へ
- 4 講演会や講座が開催されていたことを知らない → 問39へ

**問 38 (問 37 で 1 ~ 2 に○印をつけられた方に、お尋ねします。)**

次のうちどの講演会や講座に参加したことがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1** 公民館での講演会・人権講座・研修会
- 2** 市民センターでの講演会・人権講座・研修会
- 3** 人権啓発センターが開催する講座・講演会・研修会
- 4** インターネットを活用したオンライン講座・研修会
- 5** 人権問題についての学習グループの活動や、グループ相互の交流会
- 6** 企業や団体、大学等が主催する講演会など
- 7** 企業を対象とした行政が行う研修会
- 8** P T A や学校で開催される研修会、人権学習参観など
- 9** その他（具体的に：）

**問 39 福岡市が開催する人権問題に関する講演会や講座、イベントについて、どのようなものであれば、あなたは参加したいと思いますか。（○は 3 つまで）**

- 1** 会場が公民館や市民センターなど家から近い公共の施設である
- 2** 会場が天神地区や博多駅周辺など、立ち寄りやすい場所である
- 3** オンラインを活用し自宅で参加（聴講）できるものである
- 4** 人権問題の当事者による講演がある
- 5** 著名人が出演している
- 6** ワークショップなど参加型のイベントである
- 7** 他の行事やイベントに組み込まれている
- 8** その他（具体的に：）
- 9** 特にない

**問 40 あなたは人権問題についての理解を深めるにあたって、どのような啓発活動が特に役に立つと思いますか。**(○は3つまで)

- 1** 公民館・市民センターなど、地域での講演会・人権講座・研修会
- 2** 人権啓発センターが開催する講座・講演会・研修会
- 3** インターネットを活用したオンライン講座・研修会
- 4** 人権問題についての学習グループの活動や、グループ相互の交流会
- 5** 新聞記事・広告
- 6** テレビ番組・CM
- 7** ラジオ番組・CM
- 8** 人権問題に関する啓発DVD、図書などの貸し出し
- 9** デジタルサイネージや掲示物（ポスター・横断幕など）
- 10** 市政だより、広報紙、パンフレット
- 11** ホームページ、インターネット広告
- 12** メールマガジンやSNS、動画投稿サイト（YouTubeなど）での発信
- 13** その他（具体的に：）
- 14** 特にない
- 15** わからない

**問 41 人権問題や人権行政に関して、ご意見などがありましたら、自由にご記入ください。**

（記入用紙面）

ご協力ありがとうございました。

アンケート調査票は、記入後、同封しております封筒（切手不要）に入れて  
**11月4日（金）**までに郵便ポストに投函してください。

「令和4年度 人権問題に関する市民意識調査」  
報告書

発行 福岡市 市民局 人権部 人権推進課  
〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号  
TEL 092-711-4338  
FAX 092-733-5863